広島県西部東保健所管内（竹原市、東広島市、大崎上島町）の感染症の流行情報

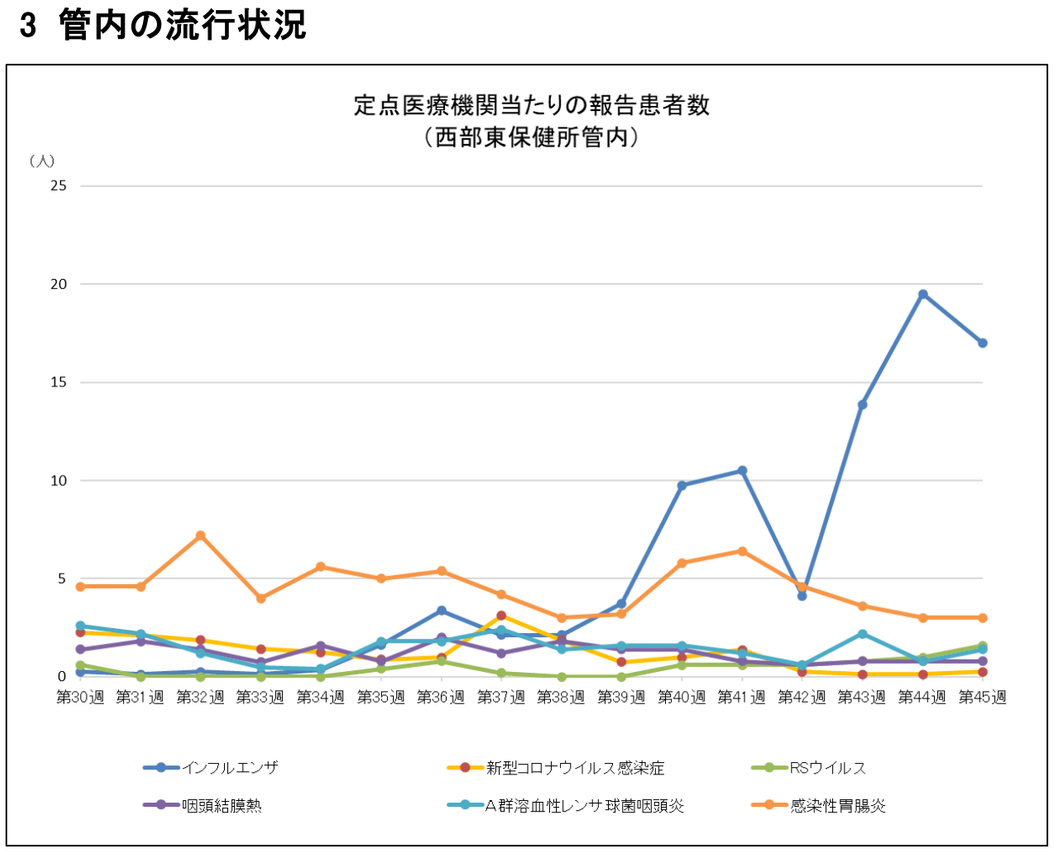
1 【最新】令和８年第45週（11月２日～11月８日）

No.	疾患名	西部東保健所管内					広島県	警報・注意報発令基準		
		第42週	第43週	第44週	第45週		第45週	警報		注意報
		(10/12～10/18)	(10/19～10/25)	(10/26～11/1)	(11/2～11/8)		(11/2～11/8)			
		定点当たり			定点当たり	報告数	定点当たり	開始基準値	継続基準値	開始基準値
1	急性呼吸器感染症（ARI）	55.50	61.25	65.50	69.25	554	53.49			
2	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	4.13	13.88	19.50	17.00	136	8.24	30	10	10
3	新型コロナウイルス感染症	0.25	0.13	0.13	0.25	2	0.34	13	8	8
4	RSウイルス	0.60	0.80	1.00	1.60	8	0.98			
5	咽頭結膜熱	0.60	0.80	0.80	0.80	4	0.38	3	1	－
6	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.60	2.20	0.80	1.40	7	1.75	8	4	－
7	感染性胃腸炎	4.60	3.60	3.00	3.00	15	3.80	20	12	－
8	水痘	0.20	0.20	0.00	0.00	0	0.25	2	1	1
9	手足口病	0.60	0.20	0.20	0.60	3	0.18	5	2	－
10	伝染性紅斑	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	2	1	－
11	突発性発疹	0.40	0.80	0.20	0.40	2	0.07			
12	ヘルパンギーナ	0.40	0.00	0.00	0.00	0	0.23	6	2	－
13	流行性耳下腺炎	0.00	0.00	0.20	0.00	0	0.00	6	2	3
14	急性出血性結膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	1	0.1	－
15	流行性角結膜炎	0.50	0.00	0.50	1.00	2	0.47	8	4	－
16	細菌性髄膜炎（真菌性を含む）	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00			
17	無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00			
18	マイコプラズマ肺炎	0.00	0.50	0.50	0.00	0	0.65			
19	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00			
20	感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00			

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症管内発生状況

類別	疾患名	県内報告数	管内報告数
一類	発生なし	0	0
二類	結核	4	1
三類	発生なし	0	0
四類	E型肝炎	2	0
	日本紅斑熱	1	0
	レジオネラ症	2	0
五類	急性脳炎	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	0
	梅毒	3	0
	百日咳	1	0

3 管内の流行状況



● 西部東地域の情報 （第45週）

〇インフルエンザ注意報が発令中です〇

・広島県感染症発生動向調査による令和８年第40週（９月28日から10月４日）の定点医療機関（93医療機関）からのインフルエンザの報告患者数が、福山市保健所管内で本県の感染症発生動向調査警報・注意報発令要領で定める注意報開始基準値（定点当たり10）を上回りました。

〇インフルエンザの予防、感染拡大防止の注意点〇

・外から帰ったときだけでなく、こまめに流水と石けんで「手洗い」を励行しましょう。
・睡眠をしっかりとり、偏食せずバランスのとれた食事を心がけ、体力をつけましょう。
・咳エチケットを守りましょう。
・室内は加湿器などを使って、適度な湿度（50%から60%）を保ち、こまめに換気しましょう。
・人が集まる場所への不必要な外出は避け、人混みに入る場合は、不織布製マスクを着用しましょう。
・症状などからインフルエンザが疑われる場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
・基礎疾患（腎臓疾患、心臓疾患、呼吸器疾患等）をお持ちの方や、妊婦、高齢者、乳幼児は合併症を起こしたり、重症化する恐れがありますので特に注意しましょう。
・重症化する恐れのある方は、予防接種を検討しましょう。
（発症する可能性を低くし、発症しても症状が重くなることを防ぐ効果があります。）

〇参考〇

インフルエンザの流行状況 - 広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC）| 広島県
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kansen-wadai-zyouhou-inf-zyouhou.html

※「定点当たり患者報告数」とは、広島県が指定した医療機関（定点医療機関）から１週間ごとに報告される患者数を、定点医療機関数（西部東保健所：10）で割った値のことです。